目 次

○福島県地域医療医師確保研修等資金貸与条例施行規則の一部を改正 ○人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 する規則

報

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲○福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 を定める規則の一部を改正する規則

○地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件 ○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 告

○土地収用法により土地に立ち入ることを許可した件 ○土地改良法により換地処分をした件

<u>華華華華蒂蒂</u>

○道路の区域を変更する件Ⅰ

○道路の供用を開始する件

○道路の占用を制限する区域を指定する件

○都市公園を設置する件

規 則

平成31年3月15日 金曜日

扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 保研修等資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県農業協同組合法施行細則人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則、福島県地域医療医師確 0) 一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取

成三十 一年三月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第八号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

のように改正する。 人にやさしいまちづくり条例施行規則(平成七年福島県規則第五十二 号 の 一部を次

を加え、 **の**炎に「、同条第15項に規定する就労定着支援又は同条第16項に規定する自立生活援助」 する介灘医療院」を加え、同項4中「又は同糸」を「、回糸」に改め、 別表第一の第一の表1の項②中「介護老人保障施製」の次に「又は国条第29項に規定 「第26項」を「第28項」に改め、 同頃8中「母子健康センター」を「母子健康 「就労継続支援」

の数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上)」を示える。 の次に「(客室の総数が五十以上の場合は、客室の総数に100分の1を乗じて得た数(そ 別表第二の第一の表5の項中「かい」を「灩」に改め、同表12の項中「一以上の吶啦」

찃

1

- この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 附
- 項の規定 に限る。)、同項®の改正規定及び別表第二の第一の表5の項の改正規定並びに次 別表第一の第一の表1の項4の改正規定(「瓣26点」を「瓣28点」に改める部分 公布の日
- 年四月一日 援又は同条第16項に規定する自立生活援助」を加える部分に限る。 「、回浴」に改め、 別表第一の第一の表1の項②の改正規定及び同項④の改正規定(「又は三米」を 「就労継続支援」の火い「、同条第15項に規定する就労定着支

咒

置 買

- 2 別表第一の第一の表11の項の宿泊施設のうち、客室の総数が五十以上のものであっ三 別表第二の第一の表12の項の改正規定 平成三十一年十月一日 手したものに係る人にやさしいまちづくり条例(平成七年福島県条例第二十二号)第 十六条に規定する適合証の交付に係る整備基準の適用については、 て、平成三十一年十月一日から起算して三十日を経過する日以前に新築等の工事に着 なお従前の例によ

高齢福祉課

福島県規則第九号

丟

福島県地域医療医師確保研修等資金貸与条例施行規則の一部を改正する規

十六号)の一部を次のように改正する。 福島県地域医療医師確保研修等資金貸与条例施行規則

(平成二十一年福島県規則第四

津地方広域市町村圏組合地域医療支援センター」ことう、『キャー』である。旧南会削り、同項第九号中「南会津地方広域市町村圏組合地域医療支援センター」を「旧南会削り、同項第九号中「南会津地方広域市町村圏組合地域医療支援センター」を「長ずて続り上げ、第八号を 第二条第一項中第三号を削り、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を

この規則は、 平成三十一年四月 日から施行する

福島県規則第十号

福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

に改正する。 福島県農業協同組合法施行細則(平成十二年福島県規則第百八号)の一部を次のよう

同項第三号中「第二百三十一条第一項第二十二号」を「第二百三十一条第一項第第二十 一号」に改め、同号を同項第二号とする。 第二条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項第二号を削り、

②から4までとし、同様式備考1に1として次のように加える。 様式第九号中「娯楽のとおり」を削り、 同様式備考1中4を5とし、 (1)から(3)までを

(1) 変更後の信用事業規程

を2から5までとし、同様式備考1に1として次のように加える。 様式第十四号中「岩鉄のとおの」を削り、 同様式備考1中5を6とし、 (1) から(4)まで

を2から4までとし、同様式備考1に1として次のように加える。 様式第十七号中「別祭のとおり」を削り、同様式備考1中4を5とし、 (1) から(3)まで

報

(1) 変更後の共済規程

(1) 変更後の信託規程

を2から4までとし、同様式備考1に1として次のように加える。 様式第二十号中「迢鶯のとおり」を削り、同様式備考1中4を5とし、 変更後の宅地等供給事業実施規程 (1) から(3)まで

でを②から8までとし、同様式備考1に⑴として次のように加える。様式第二十八号中「短繁のとおび」を削り、同様式備考1中8を9とし、 変更後の農業経営規程 (1) (1) から(7)ま から(3)ま

変更後の定款

福

様式第三十六号の二中「温鉄のとおり」を削り、同様式備考中4)を5)とし、 (1) から(3)

までを2から4までとし、同様式備考に1として次のように加える。

を2から4までとし、同様式備考に1として次のように加える。 様式第三十七号中「涅驁のとおり」を削り、同様式備考中(4をほとし、 (1) 変更後の信用事業規程 (1) から(3)まで

変更後の共済規程

を2から5までとし、同様式備考1に1)として次のように加える。 様式第三十七号の二備考1中「毌鸓鸓」を「囲」に改め、5を6とし、 (1) から(4)まで

変更後の信託規程

を2から5までとし、同様式備考1に1として次のように加える。 様式第三十七号の三備考1中「毌黜晪」を「囲」に改め、5を6とし、 (1) から4まで

変更後の宅地等供給事業実施規程

を2から4までとし、同様式備考1に1として次のように加える。 様式第三十七号の四備考1中「毌黜晪」を「囲」に改め、⑷を⑸とし、 (1)から(3)まで

変更後の農業経営規程

(地域医療課医療人材対策室)

とし、3を4とし、同様式備考1の2中 同様式備考1中2を3とし、 様式第三十七号の五中「当業のにおり」を削り、同様式備考1中5を6とし、 (1)を(2)とし、 「変更しようとする」を「変更した」に改め、 同様式備考1に⑴として次のように加える。

(1) 変更後の定款

様式第四十号備考1に次のように加える。 (4) 解散を決議した総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

でを2から4までとし、同様式備考1に1として次のように加える。 様式第四十一号中「別煮のとおり」を削り、 様式第四十号の二備考1及び様式第四十号の三備考1中「毋黜晪」を「囲」に改める。 同様式備考1中4を5とし、 (1)から(3)ま

(1) 変更後の定款

様式第五十二号を次のように改める。

様式第52号 削除

様式第五十三号備考1中「毌黜晪」を 「囲」に改める

樣式第54号 削除 様式第五十四号を次のように改める。

様式第五十四号の二中 「第231条第1項第22号」を「第231条第1項第21号」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

2 1

基づいて提出された申請書又は届とみなす。 出されている申請書又は届は、改正後の福島県農業協同組合法施行細則の相当規定に この規則の施行の際現に改正前の福島県農業協同組合法施行細則の規定に基づき提

(農業経済課)

福島県規則第十一号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め る規則の一部を改正する規則

和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則 昭

別表第一株式会社東邦銀行須賀川東支店の項の次に次のように加える

東邦銀行須賀川西支店	株式会社
	須賀川市岡東町
	県収入金の収納及び支払

下げ、 別表第三中二十八の項を二十九の項とし、 四の項の次に次のように加える。 五の項から二十七の項までを一項ずつ繰り

Б. 株式会社七十七銀行

P. 发三四手三引气引認定有効期限 知事 内 堀 雅 雄	条第一項の規定により、		(出納総務課)	、別表第一の改正規定は
	南会津郡南会津町	の項を次のように改める。表いわき市の項中「同」		
中荒井第一	永田第六 永田第七	項を次のように改める。 表いわき市の項中「同」を「平成三一年三月三一日」に改め、	笹川第五	石筵第四 田川第三 石筵第三
日 平成三二年一月三〇	同	、同表南会津郡南会津町	日 平成三二年一月三一	平成三一年三月三一

同月三日から施行する。

附 則

この規則中別表第三の改正規定は平成三十一年四月一日から、

表耶麻郡北塩原村の項中 同 を「平成三一年三月三一日」に改める。 (農村計画課)

平成三十一年三月八日大野第二地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

平成三十一年三月十五日

福島県知事 内 堀 雅

雄

(農地管理課)

福島県告示第二百六号

備のための測量及び調査のため土地に立ち入ることについて、平成三十一年三月五日次土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定により、事業準 のとおり許可した。

平成三十一年三月十五日

福島県知事

内

堀

雅

雄

起業者の名称

事業の種類 東北電力株式会社

五百キロボルト相馬双葉幹線接続変更工事 五百キロボルト広域連系南幹線新設工事

立入区域

字

名

引町村市船

北

移

畦

茂

原

若林、

湯ノ作、

高坊、

夏井、

福内

上

移

北

ラ作、

高屋敷、

道

曲山、

下

道

路 同

市都

岩井沢

梨子、

新

Ħ

道

ラ内、

中小屋

古

道

野沢、場々白石、釜作、戸市原沢、呼石、

-戸草、 杉内、

蒲生河原、内、中屋敷、

、三沢前、蛇口前、

栃木沢、中西前、

権七田、十郎内前 前 柳

葛尾村

郵川

廹

静田和、

遠ノ子

		二本松市			川 俣 町						飯舘村	山町 伊達市霊	相馬市
百目木	田	戸	山木屋	小綱木	飯	須	二枚橋	白	深	前	佐	石	玉
十十	沢	沢	屋		坂	萱		石	谷	田	須	田	野
上名目津、小戸屋、取揚、名目津	沢、海老内、桜平、鳥上富ヶ作、鳥木、柳ヶ作、峠沢、黒石枋、麓山、牛ヶ平、鈴ヶ	百人平山、伏返、石平山	八木中、ツバクラ石山柳平入山、キトウスズ山、石平山、鏡石山、上木山、八木西、柳平入山、長橋、長橋山、向長橋山、向長橋居根山、向長橋、八小山、長橋、長橋山、向長橋山、向上橋に大田和山、沼カ所久保山、赤柴山、ヲナカ山、上平、向山、大田和山、沼カ	マミガ沢、梨子久保、高松葉、菅立目山、家老山久保山、梅久保、石久保、羽金山、羽金、手岡山、福ノ内、鍛治畑、長畑、殿上久保、野馬畑、鵠畑、向田、向田山、梅	馬場平、上桃木平、大梨子、登戸沢、桜畑、蟹沢山谷、山谷林、切伏沢、休石、坂平、桜ヶ入、桜窪、後林、水境向、椚林、椚山、後峠、南峠、上切伏、下切伏、山谷内、	水上	本町、町	菅田	市沢	古今明	佐須、虎捕	葛窪、五東刈、大貝	霊仙道、中平、岩下、甚内、蛇石、向山霊仙道、中平、岩下、甚内、蛇石、向山スゲカリ、ショガ沢、仁田場、山神前、坂口、中山、霊山、

	四
序发三上	立入期間
-	
Ę. U	

大熊町

野

上

旭

ケ丘

落

合

菅ノ又

野

Ш

蔵久、

島

南仲

ラ内、

湯ノ

平

廻田、

六良田

Ш

四内村

山内

吉

ノ田

和、

糠塚、

五枚沢、

荻

成三十一年四月十五日から平成三十二年二 一月九日まで

(土木総務課用地室)

計画課及び福島県県中建設事務所で平成三十一年三月十五日から二週間一般の縦覧に供ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に福島県告示第二百七号

平成三十一年三月十五日

福島県知事
内
堀
雅
雄

一般	路
玉	線
道	名
田村市大越町	区
的牧野字堀	間
	の変変
史 前	更更
	別後前
九. ○ ~	敷地の幅員
六〇	(メ !
<u>.</u> <u>.</u> <u>.</u> <u>.</u> .	ト ル) 長

		三四九号
	で、一十九番三地先ま	司 「古大或丁女予さ記」ノ内一二○番地先から
	変更後	
	六一・〇~	六・○
(道路計画)	六〇一・五	

課

福島県告示第二百八号

課及び福島県県中建設事務所で平成三十一年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 平成三十一年三月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

三九・六	三八 ()	変更後	町五九番地先まで「日本町で」	
三九・六	五 九·〇 六	変更前	原山 市二市	川三春線
(メートル)	(メートル)	の変 見 別後	[<u>]</u>	出 殺 名
延長	敷地の幅員	更		1

(道路計画課

設事務所で平成三十一年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の福島県告示第二百九号

平成三十一年三月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

	路
道三四九号	線
号 	名
番同番田三 地村	供
地 市 先 市 先 大 か 大	用
ま越ら越 で町 町	開
牧 野 字 堀	始
子 子 堀 堀 ノ	の
内 内	区
七 二九	間
平	供
成三	用
	開
年	始
月	の
一 七	期
<u></u>	日

福島県告示第二百十号

(道路計画

課)

示する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県建設事務所で平用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占

平成三十一年三月十五日

道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

成三十一年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。 福島県知事 内 堀 雅 雄

			建の				
							番路県
							号線道
一般国道	一般国道	一般国道	一般国道	一般国道	一般国道	一般国道	道路の種類
<u></u>			_		_	1	路
三五三号	二一号	一 八 号	一 五 号	一 五 号	四 号	一三号	線
<i></i>	7	7	7		7	7	名
南会津郡只見町大字只見地先(一般国道二八	境)まで境)から南会津郡南会津町横川地先(栃木県境)から南会津郡南会津町横川地先(山形県喜多方市熱塩加納町字大桧沢山地先(山形県	四九号交点)までら会津若松市一箕町大字亀賀地先(一般国道東白川郡矢祭町大字内川地先(茨城県境)か	点)まで耶麻郡猪苗代町堅田地先(一般国道四九号交耶麻郡猪苗代町堅田地先(一般国道四号交点)から福島市鳥谷野地先(一般国道四号交点)から	島市松山町地先(一般国道四号交点)まで相馬市百槻地先(一般国道六号交点)から福	交点)まで双葉郡浪江町大字幾世橋地先(一般国道六号双葉郡浪江町大字幾世橋地先(一般国道六号福島市豊田町地先(一般国道四号交点)から	ら相馬市塚部地先(一般国道六号交点)まで相馬郡新地町大字駒ヶ嶺地先(宮城県境)か	占用を制限する区域

		n.	 ஞ்ரு	-	 ;/L		 nı	 	<u>.</u>			 ஞ்ரு					
般国道	租員	五百	般国道	i i	投国道	A 旦 追	直	A I	国首	角豆豆	直	般国道		般国道		般国道	
四〇〇号	三ナナ	三 L 元 子	三九九号		三九九号	= = = = =	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	三 四 力 号	三里九寺	三 四 力 号	를 다 다 구	二九四号		二八九号		二八八号	
南会津郡南会津町永田地先(一般国道二八九	市役所飯坂支所)まで交点)から福島市飯坂町字月崎町地先(福島校員市代原町七丁匡址学(一般国建三四才長		線交点)から同郡浪江町大字南津島地先(一双葉郡川内村大字下川内地先(県道小野富岡	交点)まで 交点)まで ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	いわき市平下呻谷也先(一投国道六号交点)	枝岐村役場)まで二一号交点)から同郡同村字下ノ原地先(檜二号交点)から同郡同村字下ノ原地先(檜	何公律的會支支寸大名人也是一个是国宣一	(県道五十沢国見線交点)まで東野塙線交点)から伊達市梁川町五十沢地先	東勻川郡竣川村大字朱反東野也先(県道朱反	八号交点)までいるので、「一般国道一一の一般の一般の一般の一点である。」という。		之内地先(一般国道一一八号交点)まで 白河市白坂地先(栃木県境)から須賀川市牧	般国道六号交点)まで一一号交点)からいれき市勿来町関田地先(一	一・「おどぼ)、「ういつからびそり見日也に(一)南会津郡只見町大字只見地先(一般国道二五)	交点)まで交点)まで	郡山市日和田町地先(一般国道四号交点)か	先(一般国道四九号交点)まで「九号交点)から河沼郡会津坂下町大字坂本地
															I		
七	六		五.	五		四		三									
県道	県道		県道	県道		県道		県道		一般国道		一般国道		一般国道		一般国道	
猪苗代塩川	郡山湖南線	伊達線	上名倉飯坂	伊達線		福島保原線		福島飯坂線		四五九号		四五九号		四〇一号		四〇一号	
耶麻郡猪苗代町字新町地先(一般国道一一五	から同市鳴神地先(一般国道四号交点)まで郡山市堂前町地先(県道郡山停車場線交点)	般国道三九九号交点)まで三号交点)から同市飯坂町字月崎町地先(一	福島市飯坂町平野字壇ノ南地先(一般国道一	一三号交点)までから同市飯坂町平野字上ノ壇地先(一般国道を島市上名倉地先(一般国道一一五号交点)	号交点)まで	TT 1001 1	まで	同市飯坂町湯野地先(一般国道三九九号交点)同市飯坂町湯野地先(一般国道一三号交点)から福島市栄町地先(一般国道一三号交点)から	多点) まて	だ点) また 点点 から同市東新殿地先 (一般国道三四九号点) から同市東新殿地先 (県道須賀川二本松線交二本松市美保内地先(県道須賀川二本松線交	般国道一一五号交点)まで	交点)から耶麻郡猪苗代町大字若宮地先(一喜多方市一丁目地先(県道喜多方会津坂下線	五二号交点)まで五二号交点)まで	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	地先(県道会津坂下会津高田線交点)まで一八号交点)から大沼郡会津美里町字柳台甲	会津若松市一箕町大字亀賀地先(一般国道一	般国道二五二号交点)まで一号交点)から大沼郡金山町大字用口地先(一

									
	_ 六	五五	— 四	= = =			<u></u>	八	
	県 県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	
津線	喜多方西会	線 小名 浜四倉	線いわき石川	原町川俣線	白河石川線	白河石川線	線 日 立 い わ き	本宮熱海線	線
四九号交点)まで四九号交点)まで	喜多方市高郷町上郷地先(県道上郷舟渡線交点)から同市山都町大山中地先(県道会津坂点)から同市山都町大山中地先(県道会津坂点)がら同市山都町大山中地先(県道会津坂京)	名浜消防署)まで野線交点)から同市小名浜字林ノ上地先(小野線交点)から同市小名浜字林ノ上地先(小	一八号交点)まで一八号交点)までいわき市常磐湯本町地先(一般国道六号交点)	三四九号交点)まで点)から伊達郡川俣町字中島地先(一般国道点)から伊達郡川俣町字中島地先(一般国道六号交南相馬市原町区高見町地先(一般国道六号交	般国道一一八号交点)まで背戸谷地線交点)から同郡同町字当町地先(一背川郡石川町字松木下地先(石川町道山田敷	での「おっぱり、これでは、これでは、これでは、これで、これでは、これでは、これでは、これでは、	国道六号交点)まで八九号交点)から同市佐糖町碇田地先(一般いわき市勿来町字窪田十条地先(一般国道二	での「一年田地先(一般国道四号交点)まから同市仁井田地先(「般国道四号交点)ま本宮市本宮字中條地先(県道本宮三春線交点)	般国道一二一号交点)まで 般国道一二一号交点)まで
				T	T	I	I	T	
	二 二六	五五	四四	三	=======================================	=======================================		九九	七
	県 県道	県道	道	県道	県道	県道	県道	県道	県道
	塙 大津港線 将	棚倉鮫川線	線中ノ沢熱海	三寄線 三寄線	津高田線	坂下線	坂小野線	野線大越小	線山停車場
野塙線交点)まで 野塙線交点)まで 交点)から同郡同町大字塙地先(県道赤坂東	東白川郡塙町大字塙地先(一般国道一一八号九九号交点)まで 九九号交点)まで 一次点)がの同市平字正内町地先(一般国道三		先(一般国道四九号交点)まで海インターチェンジ)から同市熱海町熱海地郡山市熱海町高玉地先(磐越自動車道磐梯熱	般国道一一八号交点)まで下本郷線交点)から会津若松市上三寄地先(一下本郷線交点)から会津若松市上三寄地先(県道会津坂	(一般国道四〇一号交点)まで号交点)から大沼郡会津美里町字柳台甲地先河沼郡会津坂下町字中岡地先(一般国道四九	交点)まで 交点)まで 京多方市一丁目地先(一般国道四五九号交点)	九九号交点)まで 九九号交点)まで 大九号交点)から同市平十五町目地先(県道常磐勿来線 いわき市植田町字本町地先(県道常磐勿来線	般国道三四九号交点)まで交点)から田村郡小野町大字小野新町地先(一田村市船引町北鹿又地先(一般国道三四九号	市滑川地先(一般国道四号交点)まで 郡山市駅前二丁目地先(郡山駅)から須賀川

											1								
	三八		三七		三六		蓋		<u>=</u>	<u>:</u> <u>Ū</u>		三四		<u>=</u>	- -	-		二九	<u>-</u> /\(\frac{1}{2}
	県道		県道		県道		県道		其	1000		県道		 県 道	į	見道	:	—— 県 道	非
	相馬亘理線		白河羽鳥線		小野富岡線	ń	泉いわき浪江		村思注注彩	目馬兔工泉		相馬浪江線	東線	会津坂下河	Ž Ž E E Z	良工国司泉	線	長沼喜久田	本宮三春綴
師線交点)まで「明道業は停車場金」	588斤也丁之也、屋也に(き宣元也を宣易り相馬市中村地先(一般国道六号交点)から相	湖高原)まで湖高原)まで	- 合計頻略尺段付大名日夏尾也七(草)尺羽ჰ	(一般国道六号交点) まで (一般国道六号交点) まで	しまだ点) ひら引がぎ倒げたといる にき也に 双葉郡川内村大字下川内地先(一般国道三九	インターチェンジ)まで	から司市四倉叮中島也先(常锋自動車道四倉)いわき市平下神谷地先(一般国道六号交点)	一本松縞交点)まで	THE IS		島線交点)まで島線交点)まで	相馬市西山地先(一般国道一一五号交点)か	般国道四九号交点)まで号交点)から会津若松市河東町浅山地先(一	河沼郡湯川村大字佐野目地先(一般国道四九	国道四号交点)まで 区は、から伊達郡国見町大字藤田地先(一般 では、から伊達郡国見町大字藤田地先(一般	尹達肯梁川叮字大涫也先(一设国道三四九号)	郡山長沼線交点)まで野山長沼線交点)がら郡山市三穂田町富岡地先(県道	須賀川市長沼字北古舘地先(一般国道一一八	点)まで点)まで「一般国道の写文点」を言う発明、地先(県道本宮熱海線交点)まで
四四四		四三		四二		四二			四二一		四一		<u>四</u> 一		<u>Щ</u> О		<u>ш</u> О		三九
県道		県道		県道		県道			県道		県道		県道		県道		 県 道		県道
棚倉矢吹線	者 彩	会津坂下山		 矢吹小野線		矢吹小野線			矢吹小野線		小野四倉線		小野四倉線		川線 飯野三春石		川線 飯野三春石		川俣安達線
東白川郡棚倉町大字逆川地先(一般国道二八	防署山都分署)まで 防署山都分署)まで	交点) 化分司拉口那丁基大单也比(喜乡方背喜多方市山都町三津合地先(県道山都柳津線	道母畑須賀川線交点)まで「一般では、カルド市和に木ブ学育の参せが、明	川泉を気)いら司幣司寸大名有頁を也た(長石川郡玉川村大字南須釜地先(県道古殿須賀	役場)まで一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一	泉ど気)なら司B司丁と一ててむら(それ丁西白河郡矢吹町字八幡町地先(県道棚倉矢吹	ンターチェンジ)まで	大字小野新叮地先(あぶくま高亰道路小野イー道矢吹インターチェンジ)から田村郡小野町	西白河郡矢吹町字赤沢地先(東北縦貫自動車	通方号を息しまで			三九九号交点)まで支所)から同市小川町上小川地先(一般国道支所)から同市小川町上小川地先(いわき市役所川前いわき市川前町川前地先(いわき市役所川前	式) yu } (は)まで「同郡同町大字楽内地先(一般国道二八八号交同郡同町大字楽内地先(三春町役場)から田村郡三春町字大町地先(三春町役場)から	級交点) まて	おら同市福島市立	近食里三零不力糸ろ兵/ション	道反杼三季「川泉交点)まで号交点)から福島市飯野町字西志保井地先(県号産郡川俣町大字鶴沢地先(一般国道一一四一の

156

										
六二	\frac{\}{\}	3	五七	五六	五三	<u>H.</u>	四八	四七	四六	
	県道	ļ j	景 県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	
原町二本松	黒磯棚倉線	ラ リラテ糸	郡山大越線	常磐勿来線	津線 会津高田柳	霊山松川線	江名常磐線	郡山長沼線	白石国見線	
南相馬市原町区本町地先(県道相馬浪江線交	交点)まで交点)まで、一般国道一一八号の一般の一点では、一般の一点では、一般の一点である。	大信分署)まで大信分署)まで「一般自治和特別を持つの日治・大信の署)まで「一般自治の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	西白可那天欠叮字大叮也七(一段国道四号交ら同市大町地先(県道荒井郡山線交点)まで郡山市大町地先(県道郡山停車場線交点)か	までから同市錦町地先(一般国道二八九号交点)から同市錦町地先(県道日立いわき線交点)	般国道二五二号交点)まで柳津出張所)から同郡同町大字柳津地先(一河沼郡柳津町大字柳津地先(会津坂下消防署	交点)まで交点)から同市立子山地先(県道大沢広表線交点)から同市立子山地先(県道飯野三春石川線福島市飯野町青木地先(県道飯野三春石川線	道小名浜平線交点)まで松中沢目線交点)から同市鹿島町走熊地先(県松中沢目線交点)から同市鹿島町走熊地先(いわき市道七本	まで市三穂田町富岡地先(県道長沼喜久田線交点)市三穂田町富岡地先(県道長沼喜久田線交点)から同郡山市荒井地先(一般国道四号交点)から同	塚野目地先(一般国道四号交点)まで道国見インターチェンジ)から同郡同町大字伊達郡国見町大字小坂地先(東北縦貫自動車	般国道四号交点)まで ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	六九	六七	六六	六五	六五	六四	六四	兰	六二	
	県道	県道	見道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	
	松線	線甲野須賀川	線小名浜小野	小野郡山線	小野郡山線	磐梯線会津若松裏	磐梯線	線古殿須賀川	線原町二本松	線
`	公市设所可東友所)まで東線交点)から同市河東町広田地先(会津若東線交点)から同市河東町広田地先(県道会津坂下河会津若松市河東町郡山地先(県道会津坂下河	までから同市牛袋町地先(一般国道一一八号交点)から同市牛袋町地先(県道長沼喜久田線交点)須賀川市梅田地先(県道長沼喜久田線交点)	わき三坂小野線交点)まで線交点)から同市常磐下船尾町地先(県道いいわき市小名浜下白神地先(県道小名浜四倉	般国道三四九号交点)まで越小野線交点)から同郡同町大字飯豊地先(一田村郡小野町大字小野新町地先(県道船引大	点)まで点)から同市中町地先(県道郡山停車場線交点)から同市中町地先(県道須賀川三春線交郡山市中田町高倉地先(県道須賀川三春線交	猪苗代塩川線交点)まで交点)から耶麻郡磐梯町大字磐梯地先(県道交津若松市河東町八田地先(一般国道四九号	般国道四九号交点)まで一八号交点)から同市一箕町大字亀質地先(一会津若松市門田町大字堤沢地先(一般国道一	里坦地先(一般国道四号交点)まで福島空港インターチェンジ)から須賀川市一石川郡玉川村大字吉地先(あぶくま高原道路	交点)まで交点)まで(二本松市道字町五反田線から同市針道地先(二本松市道字町五反田線二本松市針道地先(一般国道三四九号交点)	江線交点)まで「一点」から同市原町区大木戸地先(県道原町浪

で森町地先(県道会津若松会津高田線交点)ま森町地先(県道会津若松会津高田線交点)ま町道二〇〇八号線交点)から同郡同町本郷字町道二〇〇八号線交点)がら同郡同町本郷字	津本郷線	· ·		から同市油井地先(一般国道四号交点)まで二本松市油井地先(県道安達停車場線交点)	福島安達線	県道	一四四
で	線点		<u> </u>	葉分署)まで点)から同市常葉町常葉地先(田村消防署常田村市常葉町常葉地先(一般国道二八八号交田村市常葉町常葉地先(一般国道二八八号交	常葉芦沢線	県道	_ _
二本公市金色矢呆地先(一般国道四号交点)から大沼郡会津美里町字新町地一八号交点)から大沼郡会津美里町字新町地一八号交点)から大沼郡会津美里町字新町地	二本公安	県 リ道	一 -	野線交点)までから同市仁井田町地先(県道いわき上三坂小から同市仁井田町地先(県道勿来浅川線交点)	旅人勿来線	県道	一
会事告公市月日町大字是尺也七 (一段国道一点) まで 点)まで 「一般国道四号交点」 から同郡同町字舘地先 (一般国道四号交点) から同郡同町字舘地先 (一般国道四号交点)	食力多技术	是 道	<u> </u>	道三四九号交点)まで防署)から同市梁川町東塩野川地先(一般国伊達市梁川町八幡地先(伊達中央消防署北消	丸森梁川線	県道	
伊達耶桑斤叮孑卜叮也七(県道国司富島泉交道四号交点)まで 道四号交点)まで 一般国間で大字上郡地先(一般国	反 桑 折線 经	道道	<u> </u>	国道四号交点)まで線交点)から同郡泉崎村大字泉崎地先(一般の白河郡中島村大字中島地先(県道棚倉矢吹西白河郡中島村大字中島地先(県道棚倉矢吹	塙泉崎線	県道	七 五
東京の	尹 ⑤	道		線交点)まで点)から同市原町区栄町地先(県道小浜字町南相馬市原町区南町地先(県道原町浪江線交	馬線原町海老相	道	七四
伊達市梁川町幸町地先(一般国道三四九号交鹿島線交点)まで鹿島線交点)まで	霊	果道		先(県道会津高田上三寄線交点)まで九号交点)から大沼郡会津美里町大字大石地河沼郡会津坂下町大字宮古地先(一般国道四	津本郷線 会津坂下会	県道	七二
南相馬市鹿島区江垂地先(県道烏崎江垂線交町川俣線交点)まで町川俣線交点)まで「高林県市原町区本町地先(県道原	浪 混 混 正 鹿 島 線 総	県 賃		地先(一般国道三四九号交点)まで新宿広畑線交点)から同郡同村大字赤坂東野東白川郡鮫川村大字赤坂東野地先(鮫川村道	勿来浅川線	県道	七一
(東道 町地先(南 東道 東西地 東道 東西地 東道 大 南	良 正 正 正 語 語 島 線	道 選		人勿来線交点)まで田人支所)から同市田人町旅人地先(県道旅いわき市川部町字松ノ下地先(いわき市役所	勿来浅川線	道	七一
地先(安達南消防署)まで国地先(安達南消防署)まで	本宮岩代線	県 道	- 一	まで「一般国道一三号交点」がら「「お子」では、「お子」では、「お子」では、「お子」では、「お子」では、「お子」では、「お子」では、「お子」では、「お子」では、「お子」では、「お子」では、「お子」では、「	磐梯線福島吾妻裏	県道	七〇

-	1 Salami			_			線交点)まで
=	月	郷線会津本	戸赤栄富線交点)まで一号交点)から同郡同町大字栄富地先(県道一号交点)から同郡同町大字栄富地先(一般匡道一二	一 五 〇	見道	伊達霊山線	霊山線交点)まで交点)から同市保原町金原田地先(県道梁川交点)から同市保原町金原田地先(県道梁川伊達市保原町七丁目地先(一般国道三四九号――――――――――――――――――――――――――――――――――――
三八	県道	線母畑須賀川			県道	山都柳津線	
<u>.</u> L			日可方でと、日子也と(早堂馬吹、日子亭直消防署玉川分署)まで 第交点)から同郡同村大字南須釜地先(石川	— Ђ.		山都柳津線	般国道四九号交点)まで都線交点)から河沼郡柳津町大字藤地先喜多方市山都町三津合地先(県道会津坂
一 三 九	道	母畑自泗縞	川線交点)まで場線交点)から同市久田野地先(県道白河石場線交点)から同市久田野地先(県道白河石	一五六	県道	小名浜港線	同名
_ 四 ○	具	石川鴒子線	石川郡平田村大字東山地先(県道北方屋尺線 -				港湾事務所) まて
[2]	ļ	1 1 1 1 1 2 3 4	四九号交点)まで四九号交点)から同郡同村大字鴇子地先(一般国道	一六八	県道	線 小高停車場	小高区東町地先(県道浪江鹿島線交点)まで南相馬市小高区東町地先(小高駅)から同市
四一	県道	玉川田村線	号交点)までから郡山市田村町谷田川地先(一般国道四九から郡山市田村町谷田川地先(一般国道四九須賀川市日照田地先(県道古殿須賀川線交点)	一 七 一	県道	釣師線 新地停車場	までから同郡同町小川地先(県道相馬亘理線交点)から同郡同町小川地先(県道赤柴中島線交点)相馬郡新地町小川地先(県道赤柴中島線交点)
	県道	河内郡山線	まで市桑野三丁目地先(一般国道四九号線交点)市桑野三丁目地先(一般国道四号交点)から同郡山市亀田地先(一般国道四号交点)から同	一七:		線引停車場	までおり、一般国道二八八号交点をおり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、お
	県道	河内郡山線	までから同市清水台地先(県道郡山停車場線交点)から同市清水台地先(県道郡山停車場線交点)郡山市桑野一丁目地先(一般国道四九号交点)	一 七 七	見 県道	車場線棚倉停	道一一八号交点)まで線交点)から同郡同町大字上台地先(一般国東白川郡棚倉町大字花園地先(県道棚倉鮫川
一四六	県道	石筵本宫線	本宮三春線交点)まで場線交点)から本宮市本宮字館町地先(県道安達郡大玉村玉井地先(県道大橋五百川停車	一 八 五	 県 道	場線 久田野停車	まで交点)から同市萱根地先(一般国道四号交点)交点)から同市萱根地先(一般国道四号交点)白河市久田野地先(県道高萩久田野停車場線
一 四 八	県道	水原福島線	でから同市上町地先(一般国道一三号交点)まから同市上町地先(一般国道一一五号交点)	九	県道	線 安達停車場	でから同市油井地先(県道福島安達線交点)ま二本松市油井地先(二本松市役所安達支所)
一 四 八	具道	水原福島線	交点)から同市大森地先(県道南福島停車場 福島市大森地先(福島市道中町北内町二号線	—————————————————————————————————————		場線出代停車	田五百刈線交点)から同郡同町梨木西地先(一耶麻郡猪苗代町大字磐里地先(猪苗代町道堅

——————————————————————————————————————				三九	三八	三八	<u>-</u>	<u>一</u> 八	- - 七	
— 斯	i j	甚 !	県 道	県 道	見道	県道	県道	県道	道	
線が東野境	に 東京	赤	小栗山宮下	甲塚古墳線	相馬大內線	車場線 高停	場線	線島空港西	線梯停車場	
八九号交点)から同郡同町大字塙地先(県道	東日―『高子 六三 寄せ上予也に、一段国主・三四九号交点)から同郡同村大字渡瀬地先(一三四九号交点)から同郡同村大字渡瀬地先(一三四九号交点)から同郡同村大字渡瀬地先(一	野 大	大沼郡三島町大字宮下地先(一般国道二五二一同市結城地先(一般国道二八九号交点)まで白河市池下地先(県道白河石川線交点)から	浜平線交点)まで白土線交点)から同市平三倉地先(県道小名白土線交点)から同市平三倉地先(県道小名いわき市平北白土地先(いわき市道五色町南	線交点)まで ら同市中村字塚田地先(相馬市道駅前桜ヶ丘 相馬市西山地先(一般国道一一五号交点)か	一二一号交点)まで駅)から同郡同町田島字中町地先(一般国道南会津郡南会津町田島字後町地先(会津田島	二一号交点)まで点)から同市関柴町上高額地先(一般国道一点)から同市関柴町上高額地先(一般国道一喜多方市七百苅地先(県道喜多方西会津線交	玉川田村線交点)まで川線交点)から同郡同村大字竜崎地先(県道石川郡玉川村大字北須釜地先(県道古殿須賀	猪苗代塩川線交点)まで梯出張所)から同郡同町大字磐梯地先(県道耶麻郡磐梯町大字磐梯地先(猪苗代消防署磐	般国道一一五号交点)まで
二六七	三六五	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	二六二	二六〇	五五五	五四四	五五	二四八	三四五	
県道	県道	県 道	県道	県道	県道	県道	県 道	県道	道	
大芦鹿島線	烏崎江垂線	田線下渋佐南新	小浜字町線	北泉小高線	線世橋小高	江線	上線・小良ヶ浜野	車場線	 線 岩 名 之 浜	
南相馬市鹿島区鹿島地先(南相馬市役所鹿島	点)までから同市鹿島区江垂地先(県道浪江鹿島線交から同市鹿島区江垂地先(一般国道六号交点)南相馬市鹿島区江垂地先(一般国道六号交点)	点)まで点)まで、「一般国道六号交がら同市原町区高見町地先(一般国道六号交南相馬市原町区高見町地先(南相馬警察署)	まで 市原町区旭町地先(県道原町海老相馬線交点) 南相馬市原町区旭町地先(原ノ町駅)から同	点)までがら同市小高区本町地先(県道浪江鹿島線交から同市小高区本町地先(県超浪江鹿島線交南相馬市小高区大井地先(一般国道六号交点)	点)まで点)まで、「原道浪江鹿島線交がら同市小高区南町地先(県道浪江鹿島線交南相馬市小高区岡田地先(一般国道六号交点)	道六号交点)まで交点)から同郡同町大字幾世橋地先(一般国攻葉郡浪江町大字請戸地先(浪江町道舛倉線	道西四九号交点)まで交点)から同郡同町大字下野上地先(大熊町攻葉郡大熊町大字小入野地先(一般国道六号	まで交点)から同市小川町高萩地先(小川郷駅)交点)から同市小川町上平地先(一般国道三九九号	倉久之浜線交点)まで 交点)から同市久之浜町久之浜地先(県道四 で点)から同市久之浜町久之浜地先(一般国道六号	塙大津港線交点)まで

第3088号

160

二九六	二 二 九 六	二八九九		二八八八八	二 八 五	八一		二七九	二七七	二七三三	二六八	
県道	県道	県道		県道	県道	県道		県道	県道	県道	県道	
荒井郡山線	荒井郡山線	停車場線 石		成田鏡田線	北方遅沢線	線見小田倉	停車場線	高萩久田野	社田浅川線	赤柴中島線	島線	
郡山市赤木町地先(県道郡山大越線交点)か	同市赤木町地先(県道郡山大越線交点)まで郡山市富田町地先(一般国道四号交点)から	駅)まで四号交点)から同郡鏡石町字本町地先(鏡石四号交点)から同郡鏡石町字本町地先(鏡石岩瀬郡天栄村大字下松本地先(一般国道二九	四号交点)まで	線交点)から同郡同町字中町地先(一般国道岩瀬郡鏡石町字旭町地先(鏡石町道開拓中道岩瀬郡鏡石町字旭町地先(鏡石町道開拓中道	道四九号交点)まで交点)から同郡同村大字上蓬田地先(一般国交点)から同郡同村大字上蓬田地先(一般国石川郡平田村大字北方地先(県道石川鴇子線	道役場前線交点)まで線交点)から同郡同村大字熊倉地先(西郷村西白河郡西郷村大字羽太地先(県道白河羽鳥	まで。「いから、「いっぱ」という。「は、「いっぱ」という。「は、「いっぱ」という。「いっぱ」という。「いっぱ」という。「いっぱ」という。「いっぱ」という。「いっぱ」という。「いっぱ」という。「いっぱ」という。		国道一一八号交点)まで号線交点)から同郡同町大字浅川地先(一般石川郡浅川町大字浅川地先(石川町道一〇四	線交点)まで点)から同郡同町小川地先(県道新地停車場点)から同郡同町小川地先(県道新地停車場相馬郡新地町谷地小屋地先(一般国道六号交	線交点)まで 原一年島区横手地先(県道浪江鹿島南相馬市鹿島区浮田地先(県道相馬浪江線交	鹿島線交点)まで 鹿島線交点)まで の役所)から同市鹿島区鹿島地先(県道浪江
— — —			三六	三 五	=======================================		= h	=======================================		三〇六	三〇四	
追	直 道	 道	県道	県道	厚		 直	見	県 道	県道	県道	
	に	注 若 松線	浜崎高野会	湯川大町線	線五十		マ 京 上 岡 泉	中野桟町縍	折戸笹谷線	大沢広表線	停車場線 大橋五百川	
線交点)から同市高郷町西芳賀地先(県道山 幕多方市高郷町上郷地労(県道喜多方西会清		『孫邪哲会津町野尺也七 (一段国道四九号交点) まで四九号交点) まで	河沼郡湯川村大字笈川地先(湯川村役場)か	交点)までから同市千石町地先(県道会津若松裏磐梯線がら同市千石町地先(県道会津若松裏磐梯線	道四号交点)まで 道四号交点)まで がら同郡国見町大字山崎地先(一般国	・	畐島市仮反叮字比田也七(畐島市道中野天圧飯坂線交点)まで	交点)から同市飯坂町字銀杏地先(県道福島福島市飯坂町字鎌杏地先(一般国道三九九号	福島市北沢又地先(福島第一病院)から同市福島市北沢又地先(福島第一病院)から同市	線交点)まで線交点)まで「温島市立子山地先(福島市道金沢立子山線交点)から同市飯野町青木地先(県道霊山松川	線交点)まで 線交点)から同郡同村玉井地先(県道石筵本宮 安達郡大玉村玉井地先(大玉村道町宮ノ前線	号交点)まで「号交点」まで「一般国道二八八日本の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の

三八九	三八七	三八三	三七八	三六二	五五五五	五五五	五五三	<u>=</u> <u>=</u> <u>=</u> <u>=</u> .	三四六	
具道	道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	
相馬港線	飯坂保原線	都西会津線	高久鹿島線	場線 南福島停車	松線 川二本	松線 二本	国見福島線	栗山舘岩線	戸赤栄富線	
点)から相馬市光陽地先(一般国道六号交点)相馬郡新地町駒ヶ嶺地先(県道相馬亘理線交	同市岡島地先(県道福島保原線交点)まで福島市平野地先(一般国道一三号交点)から	多方市道五目赤崎線交点)まで一号交点)から同市熱塩加納町米岡地先(喜喜多方市熱塩加納町米岡地先(一般国道一二	までおら同市鹿島町下矢田地先(県立いわき公園)から同市鹿島町下矢田地先(県道小名浜平線交点)	一一五号交点)まで点)から同市荒井字地蔵原甲地先(一般国道点)から同市荒井字地蔵原甲地先(一般国道福島市太平寺地先(福島市道南向台黒岩線交	点)まで点)から同市松岡地先(県道二本松安達線交点)から同市松岡地先(県道二本松安達線交二本松市成田日向地先(一般国道四五九号交	までから同市本町地先(一般国道一一八号交点)から同市本町地先(東北電力須賀川営業所)	桑折線交点)まで線交点)から同郡同町字新町地先(県道飯坂線交点)から同郡同町字新町地先(県道飯市田達郡桑折町字上町地先(桑折町道駅前堰下	(一般国道三五二号交点)まで松戸原二号線交点)から同郡同町松戸原地先南会津郡南会津町字松戸原地先(南会津町道	下郷会津本郷線交点)まで「郷会津本郷線交点」まで「会交点」から同郡同町大字栄富地先(県道南会津郡下郷町大字戸赤地先(一般国道四〇	都柳津線交点)まで

道久之浜停車場線交点)まで浜線交点)から同市久之浜町久之浜地先(県いわき市久之浜町久之浜地先(県道白岩久之	線四倉久之浜	県道	三 九 五
点)まで馬郡新地町大字駒ヶ嶺地先(一般国道六号交馬郡新地町大字駒ヶ嶺地先(一般国道六号交点)から相相馬市程田地先(一般国道六号交点)から相	相馬新地線	県道	三九四
北迫地先(一般国道六号交点)まで広野インターチェンジ)から同郡同町大字下双葉郡広野町大字上北迫地先(常磐自動車道	追線上北迫下北	県道	三九三
まで			

制限の対象とする占用物件

柱の更新又は移設によるものを除く。) ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ち 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電

三 占用を制限する理由 に用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の

拡大を防止するため。 占用の制限の開始の期日

平成三十一年四月一日

(道路計画課)

公 告

平成三十一年三月十五日

福島県知事

内

堀

雅 雄 市公園を設置する。

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条の二の規定により、

次のとおり都

公告第四十九号

豊間防災緑地

名称

位置

字柳町及び塩屋町地内並びに字塩場地先 いわき市平豊間字合磯、字塩場、字兎渡路、字下ノ内、字下町、字八幡町、字原町、

福島県いわき建設事務所において、一般の縦覧に供する。) (「別添図面」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課及び平成三十一年三月十六日 供用開始の期日 別添図面のとおり

(まちづくり推進課)

リサイクル適性 (4) この印刷物は、印刷用の紙へ